

# KSK

## つばさの会通信



第 210 号

2024 年 11 月

会員各位

発行人/ 神奈川県障害者定期刊行物協会  
〒222-0035 神奈川県横浜市港北区鳥山町 1752 番地  
障害者スポーツ文化センター横浜ラポール 3 階  
横浜市車椅子の会内  
編集人/ NPO 法人横須賀つばさの会  
〒237-0076 横須賀市船越町 1-50 山田ビル 2F  
TEL 046-861-2373  
定価 50 円 (会員は会費の中に含まれます)

### NPO 法人横須賀つばさの会第 219 回定例会の案内

NPO 法人横須賀つばさの会  
理事長 下江秀雄

晩秋の候、皆様、お元気でお過ごしでしょうか。さて、今回の定例会は同じ悩みを共有する「家族」が、仲間の成功例、失敗例、対処の仕方など生の声を聴き、自分にあつた情報を得ることが出来る「家族懇談会」です。日頃の当事者への対応の難しさ、親子・兄弟関係の悩み、医療面・生活面の対応等々、困っていること、悩んでいることなどを家族同士、分かり合えるまで話し合ひましょう。つばさの会は、これからも、家族の皆様とご一緒に歩んで参りたいと思います。大切な家族が自分らしく地域で暮らしていけるよう知恵を出し合ひましょう。

#### 【開催内容】

1. 日時：令和 6 年 12 月 5 日(木) 13:00~16:30 (受付は 12:30 から)

2. 場所：横須賀市保健所 3 階 第一研修室

3. 日程：13:00 ~ 14:30 昼食と懇談

14:30 ~ 14:40 休憩

14:40 ~ 14:50 体操(フェイスタオルを各自持参して下さい)

14:50 ~ 15:20 懇談継続

15:20 ~ 16:20 全グループ(1 グループ 6 人予定)のまとめ報告

16:20 ~ 16:30 アンケート作成

16:30 閉会

4. 参加申込：11 月 25 日(月) ~ 11 月 28 日(木) の間にお願いします。

(昼食の予約をしますのでお名前と参加人数をお伝えください。)

#### \* 日中の受付と時間 (13 時~16 時)

①就労継続支援 B 型事業所 つばさ 電話：874-4290

②就労継続支援 B 型事業所 つばさ第二 電話：861-2373

③喫茶レゼル 電話：861-2386

#### \* 夜の受付と時間(19 時~21 時)

④木原 啓子 携帯 電話：080-3383-2214



## 第 218 回つばさの会定例会報告

第 218 回つばさの会定例会の報告 日時：2024, 10. 17 14:00~16:00

場所：生涯学習センター

テーマ：「親亡き後」へ親の想いのつなぎ方 主に遺言・任意後見・信託を中心に

やがてくるわが子の「親なきあと」へ、親の想いのつなぎ方

～親子のライフプランから考えるお金と制度について～

講師：(一般社団法人)ライフプラン協会代表理事 佐藤加根子氏

[講演概要]

### ① 障害のある人と親のライフプラン

- ・精神障害者の住まいの状況は、家族と同居（77%）とひとり暮らし(18%)。
- ・親の平均寿命は男 81 才、女 87 才で、健康寿命は男 72 才、女は 75 才。
- ・同居の親が高齢化すると、親が障害のある子の世話をし続けることが出来なく
- ・故に、親自身のライフプランをしっかり立てる事が大切(自分のコントロール能力の把握)

### ② 障害のある子のお金に関する問題

- ・残したお金が、子のためにちゃんと使われるか ・悪い人に騙されて取られたりしないか
- ・使い過ぎて、お金が足りなくなならないか ・子が使いきれなかったお金はどうなるか
- ・ひとりっ子の場合、貯金や不動産の管理はどうするか
- ・残された兄弟や親戚に負担をかけたくない

\*以上に対し成年後見制度による財産管理の説明と、同制度注意点が 4 つ提示された。

\*その内特に、後見支援信託・支援預金の仕組みが紹介された。

### ③ あらかじめ親自身がやっておける「お金」にまつわる 4 つの対策

#### (対策①) 遺言書を書く

- ・親の思いを法的に有効な形で残しておく
- ・自筆なら手軽に作れて変更も簡単にできる。ただし理解のある法律家のチェックは必要。
- ・法務局の遺言保管制度を利用する。

#### (対策②) 任意後見契約を利用する。

- ・成年後の障害がある子供を持つ、親自身に任意後見人をつけて、代わりにして欲しいことを契約（公正証書）で決めておく。親の認知症進行中と死後まで、及び障害当事者の子供も、同時に見守りしてもらう。

#### (対策③) 福祉型信託(障害者や高齢者の財産管理に特化した信託)

- ・民事信託(信託銀行以外に、家族信託とか未来信託という名で契約できる)
- ・商事信託（銀行を相手に、特定贈与信託、保険信託、後見制度支援信託など）

#### (対策④) 生命保険を活用する

- ・生命保険信託の仕組み、長所、短所等を知る。

以上



## 第 218 回定例会 アンケート報告

50 代 2 名、 60 代 1 名、 70 代 5 名、 80 代 7 名、 年齢未記入 2 名 合計 17 名からの回答を頂きました。

本日の定例会について、良かったこと、もっとここが詳しく知りたい、工夫してほしい事  
\* 成年後見制度にはいろいろな問題点がある事が分かって参考になった。

講師の話がよく聞こえてとても良かった。法律的な内容はなかなか難しかった。(同意見 2 名)

\* 特定障害者 3000 万円の話は別途個別に話を聞く必要があると思った。

\* 今日のテーマである「お金にまつわる 4 つの対策」のテーマが絞ってあって良かった。

\* 民法よりいかに対策するか、いくつかの方法を説明された大変難しいお話だったが勉強になった。

みなし贈与(特定障害者 3000 万円まで、非課税にできる)の特定贈与信託が新しい発見です。

\* 前回より詳しく聞いて良かった。後見人が必要といわれるのですが凄く難しい。

\* 後見人の恐さが良く分かった。それをどう対策したら良いか分かった。

\* 資料が前回よりも解りやすくなっていたので当事者の兄弟にも説明しやすくなったと思う。

\* 前半は具体的な話で(事例があつて)解りやすかった。後半はかなり難しかったのでまた別の機会に説明して頂けるとありがたいです。少しずつ勉強していきたいです。

\* 相続金もらった時に、税金の問題、障害者 3000 万円の非課税がある事は知りませんでした但有効期限があるのか知りたかった。

\* あまり馴染みのない事ですが解りやすく話して頂きありがとうございました。よく理解できた。

\* 明日にも信託銀行か、法務局へ行かなければ。生命保険信託は初めて知りました。

\* 色々な信託について知ることができた。信託とはお金を残した方が対象で、無い方には関係のないことを勉強した。

## 今後家族会で取り上げて欲しいテーマ・イベントなど

\* 横須賀市での精神疾患の訪問支援対応について。

\* 親亡き後の障害者の“住まい”について(グループホームの数も少ない)

\* 息子は親亡き後、一人暮らしは困難だと思われるが、ディケア通い等、働いていないとグループホームには入れないそうで、どうしたら良いのか分からない。何か良い安心できる対策等があれば教えて欲しい。(息子は現在自宅で親と暮らしていてどこにも通っていない)

\* わが子は金銭の大切さをほとんど理解していなく困っているので良い対策方法を知りたい。

\* 成年後見制度、任意後見制度、当事者の体験発表(就労ではなく)についてもっと知りたい。

\* 色々な分野の知識を得たいと思いますので多方面での学びが欲しいです。

\* 花見など近くを歩く会をしたい。

多くのご意見ありがとうございました。今後の横須賀つばさの会の活動に生かして行きます。



## 精神科訪問看護見直し

令和 6 年 9 月 24 日

神奈川新聞より

### 過剰請求受け厚労省方針 2026 年度診療報酬改定で

精神科の訪問看護で一部の事業者が利益を目的に過剰な訪問をしているとされる問題を受け、厚生労働省は適正化に向け仕組みを見直す方針を固めた。2024 年度の科学研究費を使った特別事業で実態を調査し、次回 26 年度の診療報酬改定で実施する考え。関係者への取材で分かった。精神科の訪問看護は精神、知的障害者らの自宅やグループホームを看護師らが訪ね、困り事の相談に乗って状態の悪化を防いだり、生活支援や服薬管理をしたりする。最大手とされる「ファーストナース」など複数の事業者が利用者の必要度に関係なく訪問回数を増やし、診療報酬を得ていると指摘されている。厚労省は訪問看護ステーションの基準見直しや報酬改定に調査結果を生かす考え。過剰な訪問を是正する一方、利用者の状態に応じて適切な支援をしたり、対応が難しい利用者を他機関と連携して受け入れたりする場合は報酬面で評価する方向で検討されそうだ。具体的な内容は来年度、中央社会保険医療協議会(中医協)で議論する。厚労省の特別研究事業は、年度途中で生じた課題に臨時で対応するのが目的。精神科訪問看護に詳しい国立看護大学校の萱間 真美校長を代表者として、7 月に研究班を設置した。

実態調査は①利用者の状態変化に応じてどのように訪問看護をしているか可視化する。

②訪問看護の役割やプロセス、関係機関との連携態勢を整理する。

③高い頻度で訪問する必要がある対象者を明確化するのが狙い。

訪問看護ステーションの 10 カ所前後を対象に、①独立型 ②医療機関併設型 ③地域連携型

④全国展開型と 4 タイプに分け、利用者計約 500 人のカルテを調べる。利用者の状態をどうアセスメント(評価)し、訪問回数を分析する。

ほかの介護・福祉事務所や行政機関との連携態勢についても聞き取り調査し、好事例を示す。来年 3 月に報告書をまとめる予定だ。

《精神科の訪問看護》 精神、知的、発達障害がある人が対象となる。訪問看護は医療保険適用型と介護保険適用型の二つに分れるが、精神科の場合は医療型で、介護型よりも高めの診療報酬を受け取れる。病院や診療所、訪問看護ステーションが提供し、利用者は全国で 50 万人を超える。実施には医師の指示書が必要で、原則、週 3 回が上限。精神疾患を持つ人の増加や「入院から地域生活へ」という国の政策に伴い、株式会社などの参入で精神科のステーションは近年、急増している。

## 久里浜の自動車教習所 障害に向き合い取得支援 「つばさプラン」を開設

2024 年 10 月 17 日神奈川新聞より

発達障害や知的障害がある人の運転免許取得を支援するため久里浜中央自動車学校が 9 月に、対象者向けの「つばさプラン」を開設した。生徒一人一人の障害の特性やニーズに向き合い、学科や技能教習をサポートする。同プラン開設に向けて奮闘してきた同校常務取締役の富田皓さん（40）は「免許取得で可能性を広げて欲しい。障害の有無にかかわらず選択肢を持てる社会にしたい」と願っている。

同プランの特徴は免許取得に向けた手厚い支援だ。空間認知能力や文章理解力などを独自に評価・検査し、必要な支援策を検討し、指導員 3～4 人がチームとなり情報を共有。その上で技能教習中は教習車の後部座席にサポーター指導員が座り、終了後にアドバイスしたり、絵や模型などを使って解説したりする。学科の個別指導やスケジュール管理など充実している。導入の原点にあるのは、富田さんが 2 年前に聞いた「パパ友」の言葉。友人は発達障害の長男について「将来、車に関わる仕事に就いてもらいたいけれど…と不安を漏らしていたという。そこで富田さんは横須賀商工会議所に出向き、障害者の就労支援について相談。民間企業の入社条件には免許所持が求められる場合があり、大きなハードルになっていると知った。「民間の一教習所に過ぎないが、業界で動かないと子どもたちの未来を変えられない」障害者の教習生を受け入れる環境整備に取り組むようになった。

昨年には同プランを全国で初導入した鹿沼自動車教習所を訪れ、仕組みを学んだ。昨秋には本格導入に向けた試験事業を実施し、教習生が念願の免許取得を果たした。

軽度の知的障害のある横須賀市内在住の男性（34）は学科試験などに苦労し、4 ヶ月かかったものの「親切で優しい教え方。自信につながった」と感謝する。男性の父親（67）も「取得は難しいだろうと 10 年近く息子の気持ちを受け流してしまった。（久里浜中央自動車学校は）障害への理解もあり、丁寧に指導してくれたと喜ぶ。家族で車に乗って旅行に出かけることが増えたという。同校では近くで障害者支援に取り組む一般社団法人「sukasuka-ippo」と協力し、障害がある高校生の職業体験も実施するようになった。インクルーシブな教習所づくりに励んでいる富田さんは「免許取得を通じ、横須賀で暮らしている障害がある人々の力になれば」と話している。



## 精神障害者保健福祉手帳の特徴と福祉サービスについて

**FUKUSHI-TV**  
**NEWS**

福祉 TV news  
福祉を考えるメディアより

精神障害者保健福祉手帳には、1 級・2 級・3 級があります。等級は、医師の記載した診断書をもとに、精神障害があるかどうかや個人の症状の程度、社会・日常生活に一定の制限を受けるかを総合的に判断し、決定されます。また、等級が低くなるほど、症状が重くなるというしくみを取ります。

精神障害者保健福祉手帳は精神障害を持つ方が利用できます。しかし、病気になってもすぐには申請できません。

手帳を申請できるのはメンタルの不調のために病院を初めて受診した日から 6 ヶ月が過ぎても症状が改善せず、特定の傷病名がついた場合となります。

また、特定の傷病は以下の通りとなります。

- 統合失調症
- うつ病・躁うつ病（双極性障害）などの気分障害
- てんかん
- 薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症
- 高次脳機能障害
- 注意欠陥多動性障害、自閉症などの発達障害
- ストレス関連障害などのその他の精神疾患



さらに、精神障害者保健福祉手帳は永久的に利用できるものではなく、有効期限は 2 年となっています。そのため、2 年ごとの更新が必要です。また、更新時に症状が緩和や回復している場合は、等級が下がったり、手帳の不支給という結果になることもあり得ます。

精神障害者保健福祉手帳は、等級によって症状の程度や社会・日常生活の制限具合が異なるため、受けられることのできる福祉サービスも違います。

### 《福祉サービスの種類》

【所得税控除】 【住民税】 【相続税】 【自動車税の免除】 【公共料金】

【公共交通機関の料金】 【公共施設への入場料金】 【携帯電話料金】

福祉サービスをうけられるかどうかは地域差がある。精神障害者保健福祉手帳を持つことで、精神障害

を抱える方は等級によって適切な福祉サービスを受けることが可能になります。

しかし、住んでいる地域によっては、上記にご紹介したサービスを受けることができなかつたり、割引額が異なつたりなどのケースも存在します。

特に公共交通機関の運賃や公共料金、携帯電話料金は運営会社によってルールが違つたり、割引率に差があつたりすることが多いので、注意しておきましょう。

自分がどの福祉サービスを受けられるか迷つた場合は、最寄りの市役所の福祉課などに問い合わせてみる大切です。



## 障害者の就労支援

障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、主に次のような規定を設けています。

- A. 事業主は法律に定められた雇用率以上の障害者を雇用しなければなりません
- B. 雇用率未達成の事業主は、雇用納付金の支払いが必要となります
- C. 雇用率をこえて障害者を雇用する事業主には一定の条件のもと雇用調整金が支給されます
- D. 障害者を解雇する場合は、公共職業安定所長に届出なければなりません
- E. 障害者を雇用する事業所には、一定の条件のもとに各種の助成金が支給されます

《よこすか就労援助センター、よこすか就業者就業・生活支援センター》

**【対象】** 就労を希望する、もしくは在職中の障害者

**【内容】** 障害のある方の就労に関する相談や、就職・職場適応など職業面の支援、生活習慣づくりや日常生活の自己管理など生活面の支援が受けられます。

就労を推進するため、対象者の職業能力に応じた就労の場の確保と職場定着に必要な援助を行つたり、職業生活における安定・自立を図るため、対象者が抱える課題に応じて、就業面と生活面の一体的な支援を行っています

**【所在地】** 〒238-0041 横須賀市本町 2 丁目 1 番地 横須賀市立総合福祉会館 4 階

電話 046(820)1933 (来所の際は、あらかじめ電話等でご連絡ください)

2024 年 10 月 10 日神奈川新聞より

## 災害時 ペット同伴 車で避難を

### 駐車場提供 横須賀市と遊技場組合協定

横須賀市と横須賀・三浦遊技場組合は 10 月 3 日、大規模災害時にペットと一緒に車で避難する市民の避難所として、同組合加盟パチンコ店の駐車場を提供するなどの防災協定を締結した。市がペット同伴の自家用車専用避難所の提供を受けるのは初めてという。

協定では地震や台風など自然災害の発生時に同組合が ▽帰宅困難者の一時滞在施設 ▽自家用車のペット同伴避難所としての敷地 ▽市が要請する活動拠点としての敷地——を提供する。

同組合の加盟店舗は横須賀、三浦、逗子市内に 23 店舗ある。そのうち駅に近い 10 店舗が帰宅困難者の一時滞在施設、駐車場が広い 8 店舗が車でペット同伴の避難所となる予定。

現状の避難所ではペットをケージに入れ、避難者とは別の場所に置くか、避難所の外でペットと車で生活することになると言う。パチンコ店駐車場でも車中泊とはなるが、ペット同伴の専用避難所である事から、周囲に気兼ねなく非難できるメリットがあると言う。パチンコ店のトイレや水道なども使える。この日の協定締結式で、同組合の平川雄大組合長は「被災地のペット問題は切実で市と協力して市民の役に立てたらうれしい」と述べ田中茂副市長は「ペットと同行する避難は課題だった。行政の対応だけでは限界があり、民間の協力は大変ありがたい」と述べた。



### 《家族交流会》

担当 木原啓子 080-3383-2214

11 月 27 日(水) 本町コミュニティセンター(総合福祉会館 6 階)第一会議室 13:00~15:00

12 月 25 日(水) 本町コミュニティセンター(総合福祉会館 6 階)第一会議室 13:00~15:00

1 月 29 日(水) 本町コミュニティセンター(総合福祉会館 6 階)第一会議室 13:00~15:00

参加者は 10 月 23 日 12 名それぞれの家族の近況を語り合い有意義な時を過ごせました。

尚、9 月より木原の連絡先が 080-3383-2214 に変更致しました。

